

高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱</p>	<p>高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条～第13条 (省略)</p>	<p>第1条～第13条 (省略)</p>
<p>附則 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。                  2 この要綱は、<u>令和5年</u>5月31日限り、その効力を失う。                  ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、                  第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>附則 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。                  2 この要綱は、<u>平成35年</u>5月31日限り、その効力を失う。                  ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、                  第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、<u>令和2年</u>4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>

別表第1（第3条関係）

補助事業者	事業実施主体
公益社団法人高知県森と緑の会	市町村、教育委員会、一部事務組合（以下「市町村等」という。）又は県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体 <u>（注）事業実施主体が市町村等で、補助対象経費から補助金額を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は補助対象外とする。</u>

別表第2（第4条関係）～別表第3（第4条関係）（省略）

別表第4（第4条関係）

補助対象経費	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金（当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備等）	（注）金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする（1人1日当たり6,000円以内とし、補助金実績額の20%以内とする。）。
報償費	外部講師等への謝金	（注1）外部講師は県内在住講師とする。 （注2） <u>金額は、1人1日当たり9,000円以内とする。ただし、特段の理由がある場合</u>

別表第1（第3条関係）

補助事業者	事業実施主体
公益社団法人高知県森と緑の会	市町村、教育委員会、一部事務組合（以下「市町村等」という。）又は県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体

別表第2（第4条関係）～別表第3（第4条関係）（省略）

別表第4（第4条関係）

補助対象経費	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金（当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備等）	（注）金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする（1人1日当たり6,000円以内とし、補助金実績額の20%以内とする。）。
報償費	外部講師等への謝金	（注1）外部講師は県内在住講師とする。 （注2） <u>金額は、1人1日当たり30,000円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。</u>

		<p>は1人1日当たり30,000円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。</p> <p>(注3) 事業を実施する団体の職員(会員及び役員を含む)等への講師謝金は補助対象外とする。</p>			<p>(注3) 事業を実施する団体の職員(会員及び役員を含む)等への講師謝金は補助対象外とする。</p>
旅費	外部講師又はスタッフ(応援団体等を含む)への旅費とし、有料道路の通行料金を含む。	<p>(注1) 事業の当日及び準備に要する費用を対象とし、費用は実費とする。</p> <p>(注2) 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。</p>	旅費	外部講師又はスタッフ(応援団体等を含む)への旅費とし、有料道路の通行料金を含む。	<p>(注1) 事業の当日及び準備に要する費用を対象とし、費用は実費とする。</p> <p>(注2) 自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。</p>
需用費	<p>(1) 消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費(クラフト体験の材料費、チェーンソーや刈払機の替刃等)</p> <p>(2) 燃料 ガソリン、軽油代(チ</p>	<p>(注1) 参加者への土産物(木工クラフト等材料費が少額なものを除く)や実施団体の資産になり得る物品等(チップパー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等)は補助対象</p>	需用費	<p>(1) 消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費(クラフト体験の材料費、チェーンソーや刈払機の替刃等)</p> <p>(2) 燃料 ガソリン、軽油代(チ</p>	<p>(注1) 参加者への土産物(木工クラフト等材料費が少額なものを除く)や実施団体の資産になり得る物品等(チップパー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等)は補助対象</p>

	<p>ェーンソーや刈払機等の燃料費)</p> <p>(3) 印刷製本チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等</p> <p>(4) 資材苗木代、支柱代等</p>	<p>外とする。</p> <p>(注2) 広報に要する費用はイベントの規模に応じて過大にならないこと。</p>
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費(切手・ハガキ代等)、振込手数料等	(注) 県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。
委託料	木材の加工、印刷物のデザイン、軽土木工事費等	(注) 活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の使用料及び賃借料	<p>(注1) 実施団体の代表者への賃借料は補助対象外とする。</p> <p>(注2) 料金が定まっていないものについては、社会通念上、<u>妥</u>当な額とする。</p>

その他補助対象外となる経費

- 1 飲食に係る経費(食糧費及び賄材料費)
- 2 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- 3 事業発表、意見交換会に参加する際に要する経費

	<p>ェーンソーや刈払機等の燃料費)</p> <p>(3) 印刷製本チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等</p> <p>(4) 資材苗木代、支柱代等</p>	<p>外とする。</p> <p>(注2) 広報に要する費用はイベントの規模に応じて過大にならないこと。</p>
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費(切手・ハガキ代等)、振込手数料等	(注) 県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。
委託料	木材の加工、印刷物のデザイン、軽土木工事費等	(注) 活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の使用料及び賃借料	<p>(注1) 実施団体の代表者への賃借料は補助対象外とする。</p> <p>(注2) 料金が定まっていないものについては、社会通念上、<u>妥</u>当な額とする。</p>

その他補助対象外となる経費

- 1 飲食に係る経費(食糧費及び賄材料費)
- 2 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- 3 事業発表、意見交換会に参加する際に要する経費

- 4 交付決定日より前に発生する経費
- 5 その他不相当と認められる経費

別表第5（第4条関係）

区 分	内 容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活用して広報を行い、森林環境税を活用した取組の周知を図ること。
公募	①補助事業者は、森林・林業に関するNPO等、市町村、森林組合、森林・林業関係団体をはじめ、過去に補助金へ提案のあった団体等に対して文書による通知を行うとともに、ホームページ、マスコミ等を活用して、幅広く周知し、公平な公募を行うこと。 ②公募に当たっては、森林環境税を活用した事業である旨の記載を行うこと。 ③公募の期間は、おおむね1月程度を確保すること。
企画選定	①企画の選定に当たっては、森林環境、林業等についての見識を有する者5名程度で構成される委員会を開催し、審査等を行い、公平な採択を行うこと。 ②審査基準については、次のとおりとし、必要に応じて追加することも可能とする。 ア こうち山の日の制定趣旨に基づいているか

- 4 交付決定日より前に発生する経費
- 5 その他不相当と認められる経費

別表第5（第4条関係）

区 分	内 容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活用して広報を行い、森林環境税を活用した取組の周知を図ること。
公募	①補助事業者は、森林・林業に関するNPO等、市町村、森林組合、森林・林業関係団体をはじめ、過去に補助金へ提案のあった団体等に対して文書による通知を行うとともに、ホームページ、マスコミ等を活用して、幅広く周知し、公平な公募を行うこと。 ②公募に当たっては、森林環境税を活用した事業である旨の記載を行うこと。 ③公募の期間は、おおむね1月程度を確保すること。
企画選定	①企画の選定に当たっては、森林環境、林業等についての見識を有する者5名程度で構成される委員会を開催し、審査等を行い、公平な採択を行うこと。 ②審査基準については、次のとおりとし、必要に応じて追加することも可能とする。 ア こうち山の日の制定趣旨に基づいているか

	<p>イ 企画内容が独創性又は先進性に優れているか</p> <p>ウ 事業実施に当たっての執行体制は十分か</p> <p>エ 県民から幅広い参加が得られるか（募集）</p> <p>オ 県民に広く周知することが可能か（広報）</p> <p>カ 県民の意識高揚が図れるか</p> <p>キ 投資に比べ効果が高いか</p> <p>③公益社団法人高知県森と緑の会の助成を過去3年以内に受けていた事業と同様の事業を採択しないこと。</p>
事業実施	<p>①補助事業者は、事業実施主体に対し、事業実施の際における「<u>こうち山の日</u>」ののぼりの掲示、<u>森・ヒト・こうち応援ネット</u>に公募及び事業実施報告を掲載するとともに、森林環境税を活用した事業である旨の公報を行うことについて、要請すること。</p> <p>②可能な範囲で、事業実施主体の開催する取組に参加し、広報等を行うこと。</p> <p>③必要に応じて、事業実施主体に対して、この事業の趣旨に即した指導等を行うこと。</p>
検査及び確定	<p>①事業実施主体の提出する実績報告書に領収書等の写しを添付させ、支払内容及び事業実施の検査を行うこと。</p> <p>②事業実施主体の執行が補助事業の目的に沿って行われていることを確認し、補助事業</p>

	<p>イ 企画内容が独創性又は先進性に優れているか</p> <p>ウ 事業実施に当たっての執行体制は十分か</p> <p>エ 県民から幅広い参加が得られるか（募集）</p> <p>オ 県民に広く周知することが可能か（広報）</p> <p>カ 県民の意識高揚が図れるか</p> <p>キ 投資に比べ効果が高いか</p> <p>③公益社団法人高知県森と緑の会の助成を過去3年以内に受けていた事業と同様の事業を採択しないこと。</p>
事業実施	<p>①補助事業者は、事業実施主体に対し、事業実施の際に「<u>こうち山の日</u>」ののぼりを掲示すること及び公募を行う場合は、森林環境税を活用した事業である旨の公報を行うことについて、要請すること。</p> <p>②可能な範囲で、事業実施主体の開催する取組に参加し、広報等を行うこと。</p> <p>③必要に応じて、事業実施主体に対して、この事業の趣旨に即した指導等を行うこと。</p>
検査及び確定	<p>①事業実施主体の提出する実績報告書に領収書等の写しを添付させ、支払内容及び事業実施の検査を行うこと。</p> <p>②事業実施主体の執行が補助事業の目的に沿って行われていることを確認し、補助事業</p>

	者として事業内容、その支出等について内容の説明責任を果たせるようにすること。
--	--

別表第6（第6条関係）（省略）

	者として事業内容、その支出等について内容の説明責任を果たせるようにすること。
--	--

別表第6（第6条関係）（省略）

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
(生年月日)



高知県こうち山の日推進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

(省略)

別紙1

事業計画書

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(省略)

別紙2

(省略)

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
(生年月日)



高知県こうち山の日推進事業費補助金交付申請書

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

(省略)

別紙1

事業計画書

事業実施予定期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(省略)

別紙2

(省略)



別紙3

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
(生年月日)

印

納税義務がない旨の申立書

(省略)

第2号様式 (第7条関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名

印

高知県こうち山の日推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の  
交付の決定通知 (補助金の変更又は追加交付の決定通知) があり  
ました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県こうち  
山の日推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、高知

別紙3

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
(生年月日)

印

納税義務がない旨の申立書

(省略)

第2号様式 (第7条関係)

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名

印

高知県こうち山の日推進事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の  
交付の決定通知 (補助金の変更又は追加交付の決定通知) があり  
ました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県こうち  
山の日推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、高知

県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

(省略)

別紙1

事業計画書(変更)

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(省略)

別紙2

(省略)

第3号様式(第8条関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名

代表者名



高知県こうち山の日推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(補助金の変更又は追加交付の決定通知)がありました事業について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告し

県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

(省略)

別紙1

事業計画書(変更)

事業実施予定期間：平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

(省略)

別紙2

(省略)

第3号様式(第8条関係)

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名

代表者名



高知県こうち山の日推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(補助金の変更又は追加交付の決定通知)がありました事業について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告し

ます。

(省略)

別紙1

事業実績書

事業実施期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(省略)

別紙2～別紙4

(省略)

第4号様式(第8条関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名



高知県こうち山の日推進事業費補助金に係る  
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定(又は変更決定)通知がありました補助金について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

ます。

(省略)

別紙1

事業実績書

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(省略)

別紙2～別紙4

(省略)

第4号様式(第8条関係)

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名



高知県こうち山の日推進事業費補助金に係る  
消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定(又は変更決定)通知がありました補助金について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

(省略)

第5号様式(第9条関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名

印

高知県こうち山の日推進事業費補助金に係る概算払請求書  
年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定  
(又は変更決定)通知がありました補助金について、高知県こうち  
山の日推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下  
記により概算払によって交付されるよう請求します。

(省略)

(省略)

第5号様式(第9条関係)

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名

印

高知県こうち山の日推進事業費補助金に係る概算払請求書  
平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定  
(又は変更決定)通知がありました補助金について、高知県こうち  
山の日推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下  
記により概算払によって交付されるよう請求します。

(省略)